

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年11月5日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主タービンランドシール蒸気系蒸化器圧力信号変換器の点検において、当該計器内部の電源スイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを修理	D	
2	1号機	主タービンランドシール蒸気系蒸化器ドレンタンクレベル調節器（常用）の点検において、当該計器内部の電源スイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを修理	D	
3	1号機	主タービンランドシール蒸気系蒸化器ドレンタンクレベル調節器（非常用）の点検において、当該計器内部の電源スイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを修理	D	
4	1号機	原子炉格納容器除湿冷却系2次冷却水温度調整弁駆動部の点検において、エアリークが認められたため、当該部を修理	D	
5	1号機	原子炉冷却材浄化系圧力調整弁及び非再生熱交換器冷却水温度調整弁の駆動部点検において、制御用空気圧力計（5台）に指示値不良が認められたため、当該圧力計を交換	D	
6	2号機	原子炉圧力容器表面温度記録計の給水ノズル温度に指示値不良が認められたため、当該温度記録装置を点検・修理	D	
7	2号機	残留熱除去系原子炉注入弁（B）のランドシール圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
8	2号機	残留熱除去系原子炉注入弁（A）のランドシール圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
9	3号機	廃棄物処理建屋内ケーブルトレイに留め金具の外れが認められたため、当該金具を取付	D	
10	3号機	原子炉建屋内及びタービン建屋内ケーブルトレイに留め金具の外れが認められたため、当該金具を取付	D	
11	4号機	原子炉局部出力領域モニタ（28-05A）の不具合発生を示すメッセージの表示が認められたため、当該モニタを点検・調整	D	
12	6号機	硫酸第一鉄注入設備原子炉再循環系補機冷却海水入口電磁弁の開閉表示用リミットスイッチに動作不良（全閉時、緑ランプ不点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
13	集中環境施設	電源開閉器の点検において、濃縮洗濯廃液乾燥機用電源開閉器の保護継電器の動作試験信号リセット用スイッチに動作不良が認められたため、当該部を修理	D	
14	集中環境施設	電源開閉器の点検において、ドラム缶ハンドリング設備用ヒーター用電源開閉器（2台）の電磁接触器内部に金属粉の堆積が認められたため、当該開閉器を交換	D	
15	その他	サイトバンカ建屋換気空調系送風機（B）の点検において、カップリングキーとキー溝の嵌合値に管理値外れが認められたため、当該キーを交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで